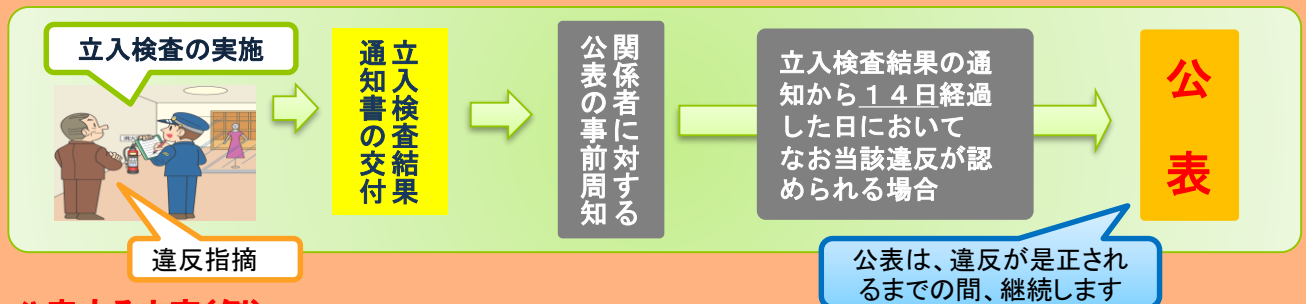


# 重大な消防法令違反のある建物はホームページ等で公表します。

市民の方が建物を安心して利用していただくために、重大な消防法令違反のある建物を越谷市のホームページ等で**平成29年4月1日**から確認できる制度です。

<b>公表の対象</b>	特定用途防火対象物(飲食店、物品販売店、旅館、病院などの不特定多数の人が出入りする建物) 【公表の対象となる建物の用途は、裏面に記載】
<b>公表の対象となる違反内容</b>	建物の用途や面積により、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の設置義務が生じる建物で、これらの設備が全く設置されていない違反
<b>公表の方法</b>	・越谷市ホームページへの掲載 ・消防署、各分署の掲示板に掲出

## 公表までの流れ



## 公表する内容(例)

対象物名称	〇〇〇〇ビル
所在地	越谷市〇〇丁目〇番〇号
違反の内容	自動火災報知設備の未設置
根拠法令	消防法第17条第1項、消防法施行令第21条
違反の位置等	防火対象物全体

### 【建物関係者の方へ】

あなたの所有・管理する建物が、以下の変更を行う場合には、消防用設備が必要となることがありますので、事前に予防課にご相談ください。

- 飲食店、物品販売店、病院、福祉施設などの用途が新たに入居する場合
- 増築や改築、隣接建物との接続などを行う場合
- 窓にフィルム等を貼付する場合



# 公表の対象となる建物の用途

(消防法施行令(昭和36年政令第37号)別表第1より一部抜粋)

消防法上の分類	用	途
(1)項	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場
	ロ	公会堂又は集会場
(2)項	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの
	ロ	遊技場又はダンスホール
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(二並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの
	ニ	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(3)項	イ	待合、料理店その他これらに類するもの
	ロ	飲食店
(4)項		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5)項	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
(6)項	イ	(1) 次のいずれにも該当する病院(火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。) <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 診療科名中に特定診療科名(内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。(2)(i)において同じ。)を有すること。</li> <li>(ii) 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第四号に規定する療養病床又は同項第五号に規定する一般病床を有すること。</li> </ul>
		(2) 次のいずれにも該当する診療所 <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。</li> <li>(ii) 四人以上の患者を入院させるための施設を有すること。</li> </ul>
		(3) 病院((1)に掲げるものを除く。)、患者を入院させるための施設を有する診療所((2)に掲げるものを除く。 )又は入所施設を有する助産所
		(4) 患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所
	ロ	(1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム(介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七条第一項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な要介護者」という。)を主として入居させるものに限る。)、有料老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)、介護老人保健施設、老人福祉法(昭和三十三年法律第三十三号)第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。)、同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの
		(2) 救護施設 (3) 乳児院 (4) 障害児入所施設
	ハ	(5) 障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第四条第一項に規定する障害者又は同条第二項に規定する障害児で当って、同条第四項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な障害者等」という。)を主として入所させるものに限る。 )又は同法第五条第八項に規定する短期入所若しくは同条第十五項に規定する共同生活援助を行う施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。)
		(1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉法第五条の二第三項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(ロ(1)に掲げるものを除く。 )その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの
		(2) 更生施設 (3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の三第七項に規定する一時預かり事業又は同条第九項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (4) 児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援若しくは同条第四項に規定する放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援センターを除く。 ) (5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設(ロ(5)に掲げるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第七項に規定する生活介護、同条第八項に規定する短期入所、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援、同条第十四項に規定する就労継続支援若しくは同条第十五項に規定する共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。 )
	ニ	幼稚園又は特別支援学校
(9)項	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
(16)項	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
(16)2)項		地下街
(16)3)項		建築物の地階((16)2)項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)

このチラシに関するお問合せは予防課まで

TEL048-974-0103 (直通) 8時30分~17時まで※土日祝日を除く)

越谷市消防局